

## ■「施工者分割型入札方式」（一抜け方式）実施要領

### ○施工者分割型入札方式とは

「施工者分割型入札方式」とは、同種の入札参加資格条件に基づき分割発注を行う場合であって、同時発注する場合に、あらかじめ分割発注する工事の落札決定順位を決め、落札決定順位上位の入札において落札者となった者は、落札決定順位下位の入札を失格（ただし、落札決定順位下位の入札において無効となる場合を除く。）とする入札方式である。

ただし、先に開札した入札の落札者以外に有効な入札者がいない場合には、その者を失格扱いしない。

### ○落札決定順位

設計金額が大きい順

### ○対象工事

次の①～④の条件を全て満たす場合に適用する。

- ① 同一事業工区又は連続する事業工区における分割工事
- ② 分割数は2～3で、入札公告又は指名通知及び開札日が同日の工事
- ③ 同一の入札参加資格要件、かつ、同一工種の工事
- ④ 税込設計金額が概ね1,000万円以上の土木一式工事、舗装工事等

### ○公告・通知内容

入札公告又は指名通知時に当該案件が「施工者分割型入札方式」であることを明示する。なお、その際に、入札公告又は縦覧資料中に上記「施工者分割型入札方式とは」の内容と次の表を掲載し、入札参加者に十分周知を図る。

施工者分割型入札方式対象工事

落札決定順位	工事名	工事箇所
1	<u>令和〇</u> 年度〇〇〇工事（第〇分割）	美馬市〇〇町〇〇
2	<u>令和〇</u> 年度〇〇〇工事（第〇分割）	美馬市〇〇町〇〇
3	<u>令和〇</u> 年度〇〇〇工事（第〇分割）	美馬市〇〇町〇〇

### ○実施時期

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事

本要領は、令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から施行する。